

こんなとき 届け出が必要です 手続きは 高齢社会課窓口で

介護保険 三二講座

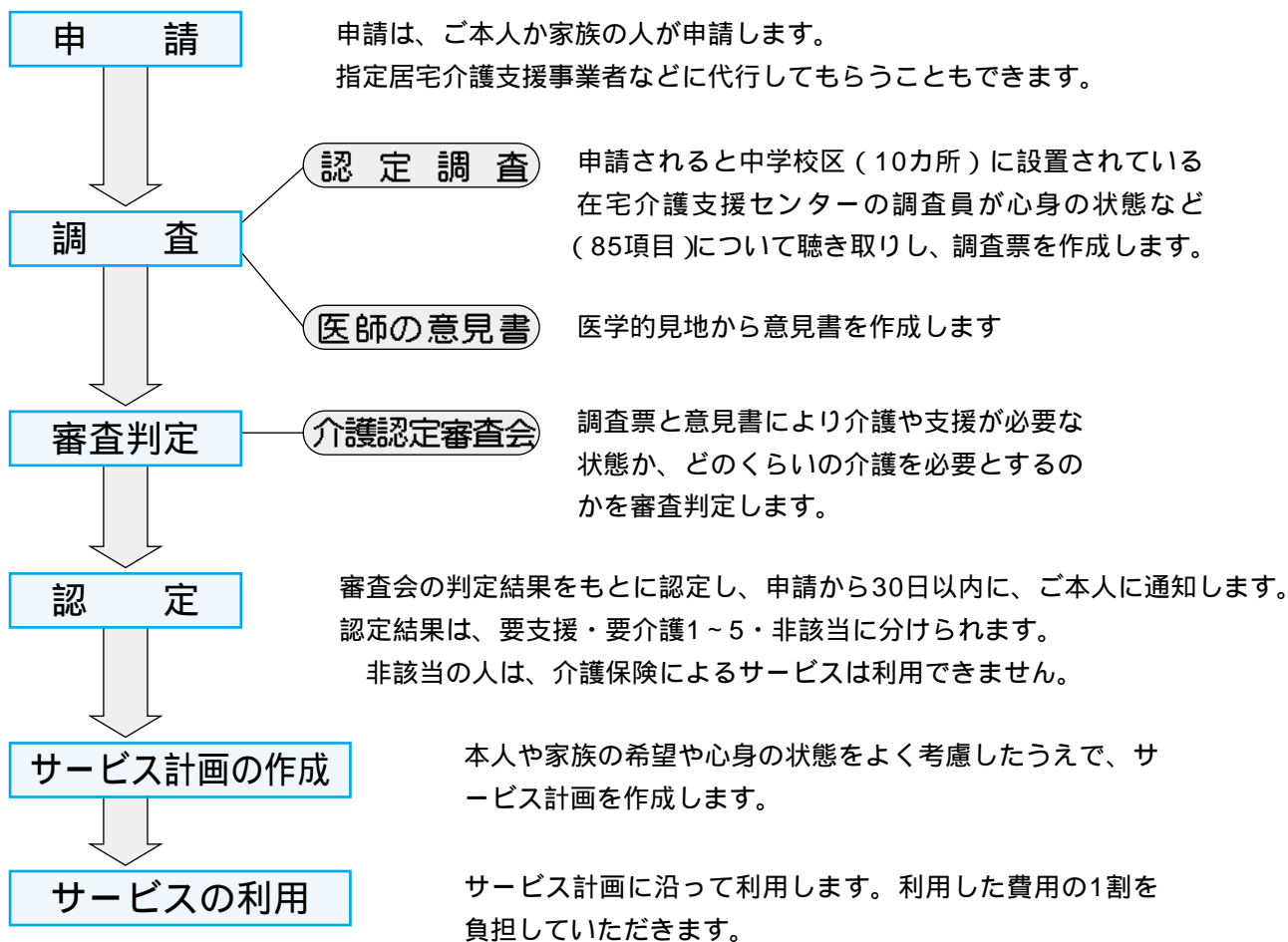


介護サービスを利用されるとき

「要介護・支援」認定の申請が必要です

申請から介護サービス利用までの手順

～申請は、随時受け付けています～



居宅介護サービス作成届出書の提出が必要です

介護保険の認定を受け、在宅で介護サービスを利用するためには、介護サービス計画の作成が必要です。介護サービス計画を作成する事業者を選び、届け出をしてください。

届け出をしないで介護サービスを利用された場合には、利用された介護サービスの費用をいったん全額支払っていただくことになります。

自己作成もできますが、**自己作成届出書の提出**が必要です。

更新申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前からできます。有効期間を確認し、早めに申請しましょう。

問い合わせ先 = 高齢社会課 ☎20-3173・3174